

常勤役員の俸給月額に関する規程

平成15年10月1日理事長決定

平成29年10月1日最終改正

役員給与規程第4条の別に定める額は、次のとおりとする。

理事長 920,000円

理事 669,000円

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年11月1日）

改正後のこの規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

改正後のこの規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

改正後のこの規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。

附 則（平成21年12月1日）

改正後のこの規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月1日）

改正後のこの規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成24年1月16日）

改正後のこの規程は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

改正後のこの規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

改正後のこの規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

改正後のこの規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日から引き続き役員である者については、当該役員の任期が終了するまでの間は、改定前の額によるものとする。

附 則（平成27年10月1日）

改正後のこの規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日）

改正後のこの規程は、平成29年10月1日から施行する。